

## **【緊急】「新型コロナウイルス対応に関する事業者向け緊急電話相談会（110番）」実施のお知らせ【無料】**

新型コロナウイルスの影響でお困りの事業者の法律問題にお答えするため、旭川弁護士会では以下の要領で無料電話相談を実施することになりました。

### **【実施要領】**

**【年月日】** 令和2年3月3日から3月5日

**【時間】** 10時から17時まで

**【方法】** 電話相談 0166-51-9527（旭川弁護士会）

※より多くの方の相談に対処すべく、お一人様20分程度を目安に対応させていただきたいと考えております。ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

**【費用】** 無料

※なお電話通信料は事業者様のご負担になります。

**【対象】** 事業者様

※旭川弁護士会管内の事業者が対象ですが、管外の事業者様の相談も受け付けます。ただし遠方等の理由で当会では対処しきれないため一般的な助言に留まり、詳細は事業者様の所在する弁護士会への紹介になる場合もありますのでその点はご容赦ください。

※個人の相談者については当弁護士会が運営する旭川法律相談センターが電話相談にて対応しておりますのでそちらをご照会します。

新型コロナウイルスは弁護士にとっても初めて直面する緊急事態のため、即答でお答えできない場合もございます。その場合は各種調査を行い、あるいは複数の弁護士でよりよい解決法を協議検討して、後刻改めて回答を行います。ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。